百五十七条第二項第三号イ」を「第百五十七条第二項第三号ロ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　法第百五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二十三項中「同条第一項（第一号イからハまで）」を「同条第一項（第一号イからニまで）」に、「第二項（第一号イからハまで）」を「第二項（第一号イ及びロ）」に、「第三項まで及び第十二項から第十四項まで」を「第四項まで並びに第十四項及び第十五項」に改め、同項の表第一項第二号の項中「令和二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上」に、「百分の百五十」を「百分の百四十一」に、「第一条第二号」を「第一条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第三号		
令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第二項第二号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第九条の四第二十三項の表第二項第二号の項中「第二項第二号」を「第二項第三号」に、「百十以上百二十未満」を「百以上」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改め、同項の次に次のように加える。

第三項第二号		
令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第九条の四第二十三項の表第三項第二号の項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「百十五以上百二十未満」を「百以上百二十五未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十」に改め、同項の表第十二項第二号の項中「第十二項第二号」を「第十四項第二号」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」に、「百分の百三十八」を「百分の百三十」に改め、同項の表第十三項第二号の項中「第十三項第二号」を「第十四項第三号」に改め、「百十未満」を削り、同項の表第十四項第二号の項中「第十四項第二号」を「第十五項第二号」に、「百十以上百二十未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に、「百分の百三十八」を「百分の百四十四」に改め、同条に次の一項を加える。

24　法第百五十七条第五項において準用する同条第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第十四項、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること並びに	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第二項第二号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第七項第二号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第八項第二号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第九項第一号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが九十四以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		

第十項第一号		
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
その旨		